

いじめ防止基本方針

伊勢崎市立境島小学校

本方針は、いじめ対策推進法に基づき、伊勢崎市立境島小学校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- (1) いじめ防止等の対策により、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県・市、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、該当担任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭からなる「いじめ防止対策委員会」を設置する。ただし、小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応する。

(2) 生徒指導情報交換会

月に一度「生徒指導情報交換会」を開催し、生徒指導上の配慮を要する児童についての現状及び指導について全職員で情報を交換し、共通理解を図る。

3 いじめ防止のための取組

(1) 教育活動

- ① 「わかる」「できる」「たのしい」授業を展開し、児童が自己有用感や満足感を味わえるようにする。
- ② 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- ③ 道徳・特別活動等を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ④ 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑦ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

⑧ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

⑨ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(2) 児童の主体的な活動

① 児童集会や運動集会等の活動でリーダーシップやフォロアーシップ^oを発揮し望ましい集団や人間関係を築く。

② 委員会や係活動に協力しながら取り組み、責任を果たす。

③ 児童会を中心にいじめアンケートを実施し、いじめを許さない学校づくりを進める。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

(1) 児童の声に耳を傾ける。(アンケート調査、日記、家庭生活学・習カード、個別面談等)

(2) 児童の行動を注視する。(チェックリスト等)

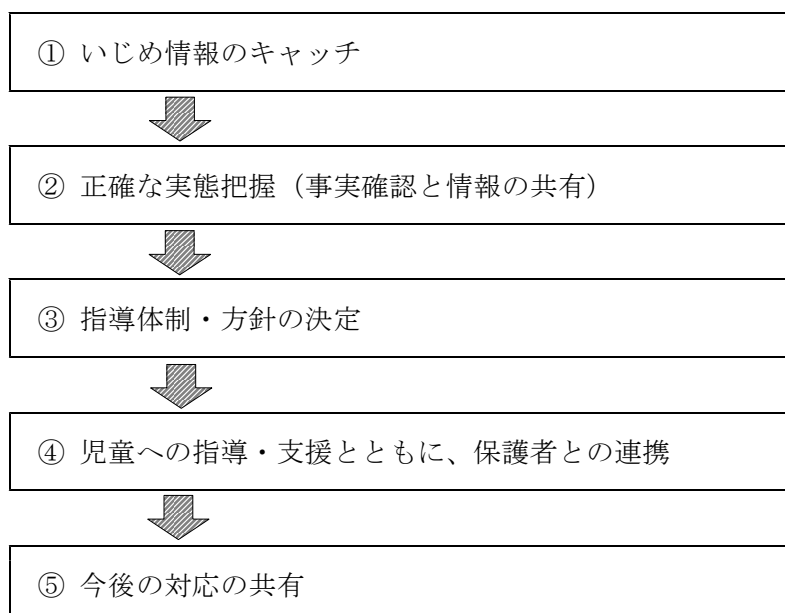
(3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、懇談会、教育相談等)

(4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

5 早期解消に向けて

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。具体的には、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、重大な事態の場合は、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応（いじめられている児童を守り通す）

①-1 いじめられている児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで児童の心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや学習生活相談員、教育相談担当教諭、養護教諭と連携をとりながら、指導支援を行っていく。

①-2 いじめられている児童の保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

②-1 いじめている児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する
- ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えよりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

②-2 いじめている児童の保護者に対して

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、親としての今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③ まわりの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級、学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめに気付いて訴える行為は、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

④ 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指

導を継続的に行っていく。

- ・教育相談、日記、連絡帳等で積極的にかかわり、その後の状況の把握に努める。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童・いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくり、学校づくりへの取組を強化する。

⑤ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

6 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した胸をし教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 関係機関との連携

- (1) 重大ないじめが発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その後の調査や対応について相談する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、伊勢崎警察署と連携して対応する。
- (3) 県総合教育センターいじめ・生徒指導相談室や市教育委員会の協力を得ていじめ防止に関する教職員の研修を実施する。

8 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。